

諮問番号：行政不服審査諮問第5号

答申番号：川情審査行服答申第5号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

川口市長（以下「処分庁」という。）が、平成29年1月4日付けで審査請求人〇〇〇〇（以下「請求人」という。）に対して行った保育所等利用保留処分（以下「本件処分」という。）について請求人が同年1月16日付けで提起した審査請求（平成28年（審）第6号。以下「本件審査請求」という。）は、棄却するのが妥当である。

### 第2 本件処分に至るまでの経緯

1 認定される事実は以下のとおりである。

(1) 請求人が入所を希望した施設並びにその1歳児クラスの募集人員及び入所希望者の数。

ア 第1希望 安行東光保育園

募集人員 12名

入所希望者 56名

イ 第2希望 フォーマザー西立野保育園

募集人員 10名

入所希望者 106名

ウ 第3希望 安行保育所

募集人員 15名

入所希望者 82名

エ 第4希望 かわぐちこころ保育園

募集人員 9名

入所希望者 63名

オ 第5希望 西川ロクマさん保育所

募集人員 12名

入所希望者 138名

(2) 処分庁は、請求人から提出された保育所等利用申込書、勤務証明書に基づき、請求人の世帯について川口市保育所等利用調整基準指数表（平成29年度）（以下「指数表」という。）を用いて次の状況を認定し、保育の必要度を算定（指数化）した。

ア 父の勤務時間 自宅外労働（月160時間以上） 20点

イ 母の勤務時間 自宅外労働（月96時間以上） 14点

ウ 産前産後休業中・育児休業中 1.8点

合計 35.8点

(3) 請求人が入所を希望した施設への入所について、内定した者の最低指数は、いずれも41.8点であった。

(4) 処分庁は、請求人の指数が（1）のアイウエオの保育園および保育所への入所の内定した者の最低指数に至らなかったため、請求人については保留の処分を行った。

### 第3 請求人の主張

1 処分庁の行った本件処分については次の事情に鑑み違法又は不当なものであるから、その取消を求めるもの。

(1) 指数表をもとに利用調整をしているが、そもそも審査の決定までの流れが不透明であり、公正に入所の承諾・不承諾の審査をしているのか明らかではない。

(2) 申込児童は保育に欠ける（保育を必要とする）ことが認定されているの

に入所が不承諾となると保育を受ける権利が侵害され、承諾された児童との間で不平等が生ずる。

(3) 保護者としても保育所を利用する権利が侵害され、就労が困難となる。

(4) 入所不承諾としているにもかかわらず、申込児童に対し「適切な保護」をしていない。

2 その他、保育所ごとに全申込者の合計指数を開示し、公正に審査決定がなされたことを証明するとともに、保育を受ける権利の侵害と就労困難となることにより困窮することによりどのように対応するのか、対応できない場合は不平等が生ずることに対しどのように対応するのかに回答してほしい。

#### 第4 処分庁の主張

1 保育の利用については児童福祉法（以下「法」という。）第24条において規定されているところ、市町村は必要な利用の調整を行うこととされている。本市においては指数表をもとに全申込者の保育の必要度を指数化して調整を行っておりその結果、請求人にとっては35.8点であった。その後、利用を希望する施設ごとに全申込者の指数を計算し、指数の高い順に全申込者を並び替え、それぞれの施設の募集人員の範囲で同指数の高い者から入所の内定をしたところ、請求人にとっては、いずれの施設においてもその範囲に入らなかったため、利用開始希望月における入所を保留とした。なお、入所の内定をした者の中、最低指数はいずれの施設においても41.8点であった。

2 上記の決定方法については、電話や問い合わせに応じているほか、基準指数表は本市のホームページにおいても広く公表しており、特段不透明な点は見あたらない。

3 入所を承諾された者と不承諾とされた者との間に不平等が生ずるとの主張については、法は利用調整を市町村に求めていることからすれば、必ずしも全申込者が利用開始希望月において入所をすべきものと想定しているとは考えられず、違法又は不当な結果とはいえない。また、請求人に対しては、本件処分後、窓口において指数を含む利用保留となった経緯及び希望保育施設の追加等、今後の利用調整に関する助言を行っている。

4 申込児童に対する「適切な保護」については、現行の法にそのような規定

は見あたらない。

- 5 以上のことからすれば請求人の主張はいずれも認められるものではなく、本件審査請求は棄却されるべきである。

## 第5 審理員意見書の理由

### 1 本件処分に至るまでの経緯について（認定事実）

- (1) 請求人が入所を希望した施設並びにその1歳児クラスの募集人員及び入所希望者の数は次のとおりである。

ア 第1希望 安行東光保育園 募集人員 12名 入所希望者 56名

イ 第2希望 フォーマザー西立野保育園 募集人員 10名 入所希望者  
106名

ウ 第3希望 安行保育所 募集人員 15名 入所希望者 82名

エ 第4希望 かわぐちこころ保育園 募集人員 9名 入所希望者 63  
名

オ 第5希望 西川ロクマさん保育所 募集人員 12名 入所希望者 1  
38名

- (2) 処分庁は、請求人から提出された保育所等利用申込書、勤務証明書に基づき、請求人の世帯について指数表を用いて次の状況を認定し、保育の必要度を算定（指数化）した。

ア 父の勤務時間 自宅外労働（月160時間以上） 20点

イ 母の勤務時間 自宅外労働（月96時間以上） 14点

ウ 産前産後休業中・育児休業中 1.8点

合計 35.8点

- (3) 請求人が入所を希望した施設への入所について、内定した者の最低指数はいずれも41.8点であった。

- (4) 以上のことから処分庁は、請求人の平成29年4月からの保育所の利用については、保留するとの処分を行った。

- (5) 川口市役所保育入所課のホームページのうち、「平成29年度保育所等利用申込について」と題するページにおいては、平成29年度における保育所等の利用申込みに関する詳細な説明が掲載されているほか、利用調整に関する説

明（基礎項目と付加項目に関する具体的な説明を含む。）もなされており、また指数表の原本も添付されているほか、利用申込みに関する全般的な問い合わせ先も明記されている。

## 2 本件処分の適法性について

- (1) まず請求人は、そもそも審査の決定までの流れが不透明であり、公正に入所の承諾・不承諾の審査をしているのか明らかでないと主張する。

しかし、処分庁にあっては指数表を自身のホームページにより公表しており、保育の必要性を評価する上での評価項目や評価の程度を予め周知しているほか、請求人に限らず申込者からの個別の問い合わせにはその結果について説明をしていることも認められることからすれば、請求人の主張は採用されない。

なお、保育所等の利用申込みについては毎年膨大な件数があるとともに、なおかつ、それら申込みに対する回答を一定期限内に行わなければならないといった事務が集中する諸事情を勘案すれば、各問い合わせに対し個別具体的な対応をとるとした処分庁の対応方法については必ずしも違法ないし不当なものと評価するものではない。

- (2) 次に請求人は、保育に欠ける児童に対し入所不承諾とすると保育を受ける権利を侵害され、承諾された児童との間での不平等が生じ、また請求人にあっては就労が困難になると主張する。

法第24条第1項及び第2項によれば、市町村は、保育を必要とする児童について、保育所において保育するか同項に規定する認定こども園又は家庭的保育事業等により必要な保育を確保するための措置を講じなければならないこととされている。

また、子ども・子育て支援法第20条第1項によれば、児童の保護者が、保育所等において教育・保育給付を受けようとするときは、その資格を有することなどについての認定申請をし、その認定を受けなければならないとされている。

これらの規定によれば、法は、市町村に対して、子ども・子育て支援法第20条第1項により保育所等による保育の必要性の認定を行った児童については、保育所において保育するか、認定こども園又は家庭的保育事業等により必

要な保育を確保するための措置を講ずべきものと認められる。

一方、法附則第73条第1項により読み替えられた法第24条第3項によれば、保育所等の利用の調整については市町村に対し原則的に課しているところ、保育の需要に応ずるに足りる保育所等が不足しているか否かにかかわらず行うものであるから、保育所等が不足し、又は不足するおそれがある場合においては当然に行うものと解される。

(3) 次に利用の調整の方法については関係法令中には特段の定めもないことから市町村の裁量によるものと解される。

(4) 処分庁においては指数表を用いて保育の必要度を測っており、その内容については特段の裁量権の濫用ないし逸脱があると認められる点はない。

(5) また各保育所における利用定員の設定、遵守については川口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第71号）により定められ、保育所に配置すべき従業員及び員数についても埼玉県による児童福祉法施行条例（平成24年埼玉県条例第68号）において定められており、これは入所児童一人一人の心身の健康と安全を確保し、適切な保育を行うにあたり当然に遵守すべきものである。（川口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第22条ただし書に規定する利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行う特段の理由も見あたらない。）

以上のことからすれば利用の調整を行った結果、定員を超過することにより入所を希望する全ての児童が入所すると適切な保育の実施が困難になるなどの事由がある場合には、定員超過を理由として、入所の不承諾を行うことができるものと考えられる。

(6) こうした中で本件処分にあつては上記1の認定事実のとおり処分庁は指数表を用いて請求人に係る児童の保育の必要度を指数化した上で、定員超過を理由として本件処分を行ったものであるから、特段の違法ないし不当な点は認められない。

(7) また入所を不承諾となったことにより承諾された児童との間での不平等が生じ、就労が困難になる等の主張についても、上記のとおり定員超過を理由として入所を不承諾とする以上避けることのできない結果であるし、承諾と不承

諾との間においては上記1の認定事実にあるとおり適法な利用調整を行い、指数の高い、すなわち、より保育の必要性が高いと認められた者から順に入所の可否を判断しているのであるから、当該結果が生じたとしても本件処分を違法ないし不当なものと言うことはできない。

- (8) また、請求人は不承諾とされた児童に対しては「適切な保護」をすべきであるとも主張する。

しかしこの点については処分庁の主張にもあるとおり現在の法にはそのような規定はなく、特段の違法な点はない。

なお、処分庁にあつては保育の需要に応ずるに足りる保育所等が必ずしも十分であるとは言えない現状に鑑み、利用調整とともに保育施設の整備も併せて進め、利用定員を順次増加させている（平成29年度の前年度対比のみをとってみても施設数にあつては20施設、利用定員にあつては1,013人の増加）ことからすれば、保育の必要性を認めた一人でも多くの児童に対しその利用希望月から「適切な保育」を行えるようにしているものとして一定の評価をすることができるものである。

- (9) 請求人は、保育所ごとに全申込者の合計指数を開示し、公正な審査がなされたことを証明することを要求しており、加えて保育を受ける権利侵害と就労困難への対応について、又は不平等が生じることへの対応についての回答を要求している。

しかし、そもそも行政不服審査法に基づく審査請求の制度とは、関係法令等に基づき処分庁の行った個々具体的な行政処分等に対する法的妥当性について判断するものであり、請求人の行う上記各要求については本件処分に対する法的妥当性の判断ではないから、本件審査請求の裁決にあたり意見を述べるべき範疇にはないものと判断する。

### 3 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

## 第6 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	経 過
平成29年6月21日	諮問書の受理
平成29年7月12日	処分庁から聴取、審議
平成29年9月22日	審議
平成29年11月21日	審議
平成30年1月25日	審議
平成30年2月23日	審議

## 第7 審査会の判断

### 1 本件処分の違法または不当性の有無

本件処分の内容は、具体的には、「指数表」により点数化され決定されている。

ところで、請求人は審査の決定までの流れが不透明であり、公正な審査をしているのか明らかでないと主張しているが、まず、処分庁は、指数表については、ホームページ上に示すなどして公表している。また、その手続の流れについても、「保育所等利用申込のてびき」を公表するとともに、申請者からの個別の問い合わせにも応じていることが認められる。

指数表という処分基準を設置し処分を行っていることは、行政手続の観点から公平性を担保することを趣旨とするので、指数表によっていることそれ自体は違法・不法な裁量権行使とは言えない。

なお、本件のような処分については、その基準設定の裁量権の行使が、与えられた制約の範囲を越え違法であることもあり得ることになる（最高裁平成24年2月28日民集66巻3号1240頁）。そこで、当審査会で、川口市の指数表を検分したところ、その内容に法の趣旨を越えたような不合理な点は見出せなかった。

以上のように、指数表の内容それ自体が違法又は不当と言うことはできないし、また、指数表によっていることそれ自体も違法・不当な裁量権行使とは言えない。そして、請求人の提出した内容を、指数表に当てはめ、これを合計したことによって得

られる請求人の指数を35.8点とした手続、また、請求人が入所を求めた施設の最低指数がいずれも41.8点としたうえで行った本件処分は、保育の需要に足りる保育所が不足している現状においては、いずれも違法や不公正な点はなく、また、不当なものではない。

2 なお、請求人の第3の1の(3)及び(4)の主張、並びに同2の主張については、いずれも本件処分そのものの違法性や不当性を主張するものではなく、本件審査請求の対象となるものではないので、これについては判断を行わないものとする。

### 3 結論

以上から、本件処分については違法ないし不当な点は認められないことから、本審査請求については、審理員意見書のとおり棄却するのが妥当である。

平成30年2月23日

川口市情報公開・個人情報保護等審査会

委員(会長) 馬 橋 隆 紀

委員 飯 塚 肇

委員 田 村 泰 俊